

宮 城 県 障 害 福 祉 計 画

(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

令和6年3月

宮 城 県

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の根拠及び趣旨 1
- 2 基本理念 2
- 3 計画の概要 5

第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 10
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 11
- 3 地域生活支援の充実 12
- 4 福祉施設から一般就労への移行等 14
- 5 障害児支援の提供体制の整備等 16
- 6 相談支援体制の充実・強化等 21
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 22

第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策

- 1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方 24
- 2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み
 - (1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み 25
 - (2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み 46
 - (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 52
 - (4) 地域生活支援の充実 52
 - (5) 福祉施設から一般就労への移行等 53
 - (6) 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置 54
 - (7) 発達障害者等に対する支援 54
 - (8) 相談支援体制の充実・強化等 55
 - (9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 55
 - (10) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 56
- 3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策 57

第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数 59

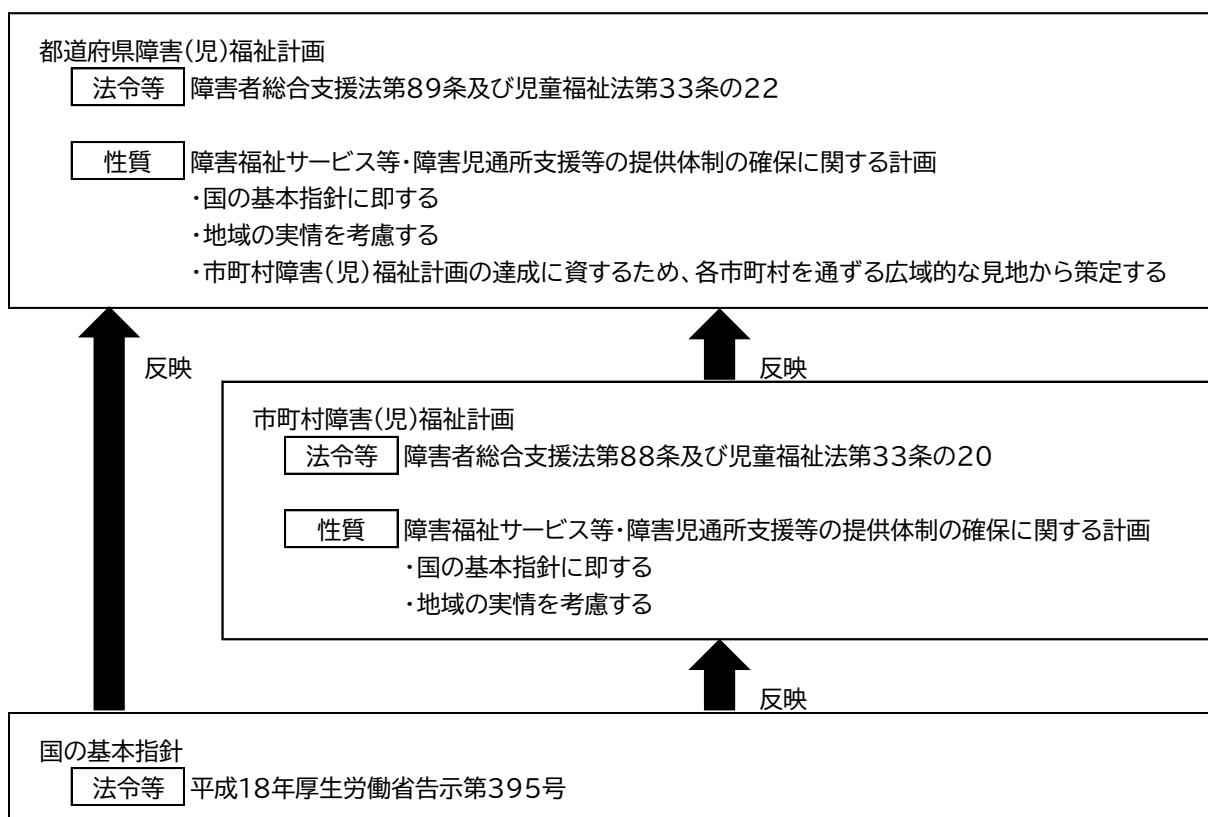
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 61

第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項 67

第1章 基本的事項

1 計画策定の根拠及び趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第89条及び児童福祉法第33条の22の規定に基づき、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を一体的に策定するものです。また、本計画は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号により改正。）に即し、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」といいます。）の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」といいます。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」といいます。）の提供体制の確保に関して定めるものです。



2 基本理念

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体は市町村を基本とします。また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の是正を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の最大限の活用を図ります。特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、市町村による、地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を支援するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能の更なる強化を図ります。こうした拠点等の整備に合わせて、相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を進めるとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県及び政令指定都市を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。加えて、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理等医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

（６）障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があることから、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による介護業務の負担軽減、業務の効率化に取り組めます。

（７）障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえた支援に取り組むことで、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成３０年法律第４７号）を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第４９号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の

取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第５０号）を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

3 計画の概要

(1) 策定の目的

本計画では、障害者基本法第11条第2項に規定されている都道府県障害者計画である「みやぎ障害者プラン」の推進及び地域生活移行等の数値目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量の設定並びにその確保のための方策を策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供が計画的に図られるようにすることを目的としています。

(2) 策定の経過

本計画は、障害者総合支援法第89条第8項及び第9項並びに児童福祉法第33条の22第7項及び第8項の規定により、県の障害福祉施策に関する審議会である「宮城県障害者施策推進協議会」及び「宮城県障害者自立支援協議会」の審議を経て、県民意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた県民の皆様の声や障害福祉関係団体等からの御意見を踏まえながら、策定いたしました。

令和5年	8月30日 8月31日	令和5年度第2回宮城県障害者自立支援協議会 令和5年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・宮城県障害福祉計画の進捗状況（令和4年度）について ・宮城県障害福祉計画の策定について ・宮城県障害福祉計画の成果目標設定方針について
〃	11月10日 11月14日	令和5年度第3回宮城県障害者施策推進協議会 令和5年度第3回宮城県障害者自立支援協議会 ・宮城県障害福祉計画の中間案について
〃	12月11日	県民意見提出手続（パブリックコメント）（1月11日まで） ・宮城県障害福祉計画の中間案について
〃	12月15日	宮城県議会環境福祉委員会での報告 ・宮城県障害福祉計画の中間案について
令和6年	2月9日 2月16日	令和5年度第4回宮城県障害者施策推進協議会 令和5年度第4回宮城県障害者自立支援協議会 ・宮城県障害福祉計画の最終案について
〃	3月8日	宮城県議会環境福祉委員会での報告 ・宮城県障害福祉計画の最終案について
〃	3月	宮城県障害福祉計画策定・公表

【参考】宮城県障害者施策推進協議会委員（令和6年3月8日現在）

氏名	所属等	備考
阿部 重樹	学校法人東北学院 常任理事	会長
阿部 昌展	宮城県商工会議所連合会 （仙台商工会議所 理事・事務局次長）	
磯谷 裕治	宮城県精神障がい者家族連合会 （精神保健福祉家族会仙台みどり会 役員）	
稲妻 敏行	宮城県商工会連合会 専務理事	
遠藤 由巳	宮城県手をつなぐ育成会 理事 （角田市手をつなぐ育成会）	
岡本 咲子	宮城県精神保健福祉協会 （みやぎ心のケアセンター 保健師）	
奥田 妙子	宮城県知的障害者福祉協会 （社会福祉法人愛泉会）	
小澤 ちはる	宮城県特別支援学校長会 （宮城県立拓桃支援学校 校長）	
小野寺 宮人	宮城労働局職業安定部職業対策課 課長	
川村 有紀	仙台スピーカーズビューロー	
黒須 貫	宮城県市長会 （角田市長）	
佐藤 幸男	宮城障害者職業センター 所長	
佐藤 由紀子	仙台弁護士会	
志村 祐子	宮城県仙南保健福祉事務所思春期・ひきこもり相談嘱託相談員	
相馬 潤子	発達支援ひろがりネット 副代表	
寺澤 薫	宮城県町村会 副会長 （七ヶ浜町長）	
登米 祐也	宮城県医師会 常任理事	
野口 和人	東北大学大学院教育学研究科 教授	副会長
森 正義	宮城県障がい者福祉協会 会長	

（五十音順・敬称略）

(3) 区域の設定

本計画の数値目標等の設定に当たっては、「みやぎ障害者プラン」で定める次の障害保健福祉圏域（7圏域）を基本としています。

圏域	構成市町村
仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
大崎	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
栗原	栗原市
登米	登米市
石巻	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼	気仙沼市、南三陸町

(4) 計画の期間並びに達成状況の分析及び評価

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までとします。また、本計画の達成状況については、毎年度、宮城県障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、分析及び評価を行うとともに、その結果を公表することとします。

【参考】障害福祉サービス等の種類と内容

障害者総合支援法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護※	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常時介護を要する者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う
同行援護※	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護※	知的・精神障害により、行動上著しい困難を有する者が行動する際に生じる危険回避のために必要な援護、外出支援等を行う
療養介護	医療と常時介護を要する者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常時介護を要する者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する
短期入所※	居宅で介護を行う者が病気の場合などに、施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度障害者等包括支援※	介護の必要性が非常に高い者に、複数のサービスを包括的に行う
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練（機能訓練）	身体障害者・難病等対象者に対して、施設等又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行う

サービスの種類	サービスの概要
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者に対して、施設等又は居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の日常生活を営むために必要な訓練等を行う
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援A型	一般企業等で雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な65歳未満の者に対し、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労継続支援B型	就労移行支援事業を利用したが、一般企業等での雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等に対して、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労定着支援	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行う
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先の選択の支援を行う
自立生活援助	一人暮らしを希望する者等の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による支援を行う
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、日常生活上の援助を行う
地域移行支援	障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者等に対して、住居の確保や、地域生活に移行するための相談等の支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等への支援を行う
計画相談支援	①サービス利用支援 支給決定に係るサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う ②継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整を行う

※のサービスについては障害児も利用可能

児童福祉法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う
医療型児童発達支援	未就学の障害児（肢体不自由児）に対して、児童発達支援と治療を行う
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
障害児相談支援	障害児支援の利用について、障害児支援利用計画の作成や施設等との連絡調整、モニタリング等を行う
福祉型障害児入所支援	障害児に対して、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う
医療型障害児入所支援	知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児に対して、疾病の治療・看護、また、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う

第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<成果目標>

項目	目標	備考
地域生活 移行者数	令和5年度から8年度末までの 地域生活移行者数を121人とする	令和4年度末時点の施設入所者数 (1,752人)の約7%相当

(注1) 施設入所者

施設入所支援のサービスを利用している障害者をいいます。

(障害児入所施設に入所する障害児は含みません。)

(注2) 地域生活への移行

入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移行することをいいます(家庭復帰を含む)。

【参考】第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(以下「6期計画等」といいます。)における成果目標等

項目	成果目標	備考
地域生活 移行者数	令和2年度から5年度末までの地域生活移行者数を113人とする	令和元年度末時点の施設入所者数 (1,817人)の約6%相当

項目	実績			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	累計
地域生活移行者数	16人	19人	17人	52人

<目標設定の考え方>

住みたいところを選び、自立した暮らしを継続するなど、障害者本人の意思や希望、選択が尊重された生活を実現するためには、障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、地域生活に移行することが必要になっています。

国の基本指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する(令和5年度末において、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える)ことを基本とするとされています。

このため、成果目標としては、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、地域生活移行者数を設定することとし、県全体としての地域生活移行を推進する趣旨から市町村計画との整合を図りつつ、123人(令和4年度末時点の施設入所者数の約7%)とします。

一方、施設入所者数の削減については、県内の入所待機者数が、障害の重度化や本人又は親等の高齢化を理由として、在宅から施設入所を希望する方など、令和2年度以降600人前後で推移していることから、設定しないことといたしました。

県としては、入所待機者が一定数おられることを考慮して、施設入所者数の削減目標は設定しませんが、適切な意思決定のもと、自立した生活を希望する方が安心して地域での暮らしができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保や地域生活支援の充実に図り、施設入所者の地域生活への移行を進めていきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

<成果目標>

項目	目標
平均生活日数	令和8年度において325.3日以上

【参考】6期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和3年度	令和4年度
平均生活日数	316日以上	—	—

※実績は、国において未公表。

(2) 精神病床における一年以上長期入院者数及び早期退院率

<成果目標>

項目		目標
1年以上の長期入院患者数	65歳以上	令和8年度末において 1,793人以下
	65歳未満	令和8年度末において 635人以下
早期退院率	入院後3か月時点	令和8年度において 68.9%以上
	入院後6か月時点	令和8年度において 84.5%以上
	入院後1年時点	令和8年度において 91.0%以上

【参考】 6 期計画等における成果目標等

項目		成果目標	実績	
			令和 3 年度	令和 4 年度
1 年以上の 長期入院患者数	6 5 歳以上	1, 7 6 7 人以下	1,901 人	1,786 人
	6 5 歳未満	7 3 9 人以下	866 人	841 人
3 か月時点退院率		6 9 % 以上	—	—
6 か月時点退院率		8 6 % 以上	—	—
1 年時点退院率		9 2 % 以上	—	—

※入院後 3 か月時点、6 か月時点及び 1 年時点の退院率の実績は、国において未公表。

<目標設定の考え方>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者が連携して取り組むなど、地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進することにより、精神障害者の地域生活移行や定着が可能となります。

国の基本指針においては、令和 8 年度末において精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 3 2 5. 3 日以上とすることを基本とするとされています。また、入院中の精神障害者に関する目標値のうち、令和 8 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数は、国の基本指針に定められた算定式の計算によって求めることとされているほか、令和 8 年度における入院後の退院率の目標値については、入院後 3 か月時点の退院率を 6 8. 9 % 以上、入院後 6 か月時点の退院率を 8 4. 5 % 以上、入院後 1 年時点の退院率を 9 1. 0 % 以上とすることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、「第 8 次宮城県地域医療計画」と整合を図りながら、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

3 地域生活支援の充実

<成果目標>

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和 8 年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する
運用状況の検証、検討	年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討
【新規目標】 強度行動障害を有する 障害者の支援体制の整備	令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

【参考】6期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和3年度	令和4年度
地域生活支援拠点等が有する 機能の充実	令和5年度末までに 各圏域に1か所以上	9拠点 4圏域	10拠点 4圏域
	年1回以上運用状況を 検証、検討	1回	0回

<目標設定の考え方>

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められていますが、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は複数の機関が分担して機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備が重要とされています。また、強度行動障害を有する障害者等の支援体制の充実を図るためには、障害福祉サービス等において、適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握を行い、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。

国の基本指針では、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるほか、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。また、強度行動障害を有する障害者に関しては、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

<成果目標>

項目	目標		備考
年間一般就労 移行者数	令和８年度において福祉施設 （注１）を退所し、一般就労 する者の数を６６８人とする		令和３年度において福祉施設を 退所し、一般就労した者の数 （４５２人）の約１．４８倍
	うち就労移行支援	５２３人	３７４人の約１．４０倍
	うち就労継続Ａ型	９０人	４６人の約１．９６倍
	うち就労継続Ｂ型	５５人	２８人の約１．９６倍
【新規目標】 雇用や福祉等の 関係機関が連携した 支援体制の構築	県等が地域の就労支援の ネットワークを強化し、雇用や 福祉等の関係機関が連携した 支援体制の構築を推進する ため、協議会（就労支援部会） 等を設けて取組を進める		
【新規目標】 就労移行支援事業 利用終了者に占める 一般就労へ移行した者 の割合	令和８年度末において、 就労移行支援事業所のうち、 就労移行支援事業利用終了者 に占める一般就労へ移行した 者の割合が５割以上の事業所 を全体の５割以上とする		
就労定着支援事業の 利用者数	令和８年度末における 就労定着支援事業の利用者数 を４５３人以上とする		令和３年度実績（３３３人）の 約１．３６倍
就労定着率（注２）	令和８年度末において、 就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が７割以上の 事業所を全体の２割５分以上 とする		

（注１）福祉施設

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）を提供する障害福祉サービス事業所等をいいます。

（注２）就労定着率

過去６年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に４２月以上７８月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいい、６期計画等における就労定着率（過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）とは定義が異なります。

【参考】 6 期計画等における成果目標等

項目	成果目標		備考
年間一般就労 移行者数	令和５年度において福祉施設を 退所し、一般就労する者の数を ５２７人とする		令和元年度において福祉施設を 退所し、一般就労した者の数 (４１２人) の約１．２７倍
	うち就労移行支援	４５４人	３４９人の約１．３０倍
	うち就労継続Ａ型	２９人	２３人の約１．２６倍
	うち就労継続Ｂ型	４４人	３６人の約１．２３倍
就労定着支援 事業の利用者数	令和５年度末における 就労定着支援事業の利用者数を ３６９人以上とする		令和５年度において福祉施設を 退所し、一般就労する者の数 (５２７人) の７割以上
就労定着率が ８割以上の 事業所の割合	令和５年度末における就労定着率が ８割以上の事業所の割合を ７割以上とする		

項目		実績	
		令和３年度	令和４年度
年間一般就労移行者数	全体	４５２人	４８３人
	うち就労移行支援	３７４人	４１８人
	うち就労継続Ａ型	４６人	３９人
	うち就労継続Ｂ型	２８人	２１人
就労定着支援事業の利用者数		３３３人	３８７人
就労定着率が８割以上の事業所の割合		７４．２％	７９．４％

<目標設定の考え方>

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める必要があります。

国の基本指針においては、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされ、具体的には、令和３年度の一般就労への移行実績の１．２８倍以上とすることを基本とし、この際、就労移行支援事業については同実績の１．３１倍以上、就労継続支援Ａ型事業については１．２９倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については１．２８倍以上を目指すこととされています。また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とするとされています。さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとされ、利用者数は令和３年

度の実績の1.41倍以上、定着率は就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とするとされています。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取組を進めることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、県全体としての就労移行を推進する趣旨から市町村計画との整合を図り、上記のとおり設定します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<成果目標>

項目	目標
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には各圏域に1か所以上)
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和8年度末までに各市町村で体制を構築

【参考】6期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和3年度	令和4年度
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には各圏域に1か所以上)	5圏域 18市町村	5圏域 19市町村
保育所等訪問支援事業所の利用	令和5年度末までに各市町村で利用可能	25市町村	25市町村

(注) 児童発達支援センターを設置済みの市町村数については、複数市町村により設置している市町村の数も含まれます。

<目標設定の考え方>

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援については、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要であり、児童発達支援センターを地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要とされています。

国の基本指針においては、令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること、また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を

推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおりに設定します。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実

<成果目標>

項目	目標
【新規目標】 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の策定	令和8年度末までに計画策定
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能について、関係機関との連携体制の強化により段階的に整備し、早期療育に向けた取組を進める

【参考】6期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和3年度	令和4年度
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	令和5年度末までに体制確保	未確保	未確保

<目標設定の考え方>

難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要です。

国の基本指針においては、聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定することとされており、その際、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とするとされています。

成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するとともに、既に構築されている関係機関と

の連携体制を強化・発展することとし、上記のとおり設定します。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<成果目標>

項目	目標
児童発達支援事業所の設置	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には各圏域に1か所以上)
放課後等デイサービス事業所の設置	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上 (困難な場合には各圏域に1か所以上)

(注) 重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の障害児をいいます。

【参考】6期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和3年度	令和4年度
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	令和5年度末までに 各市町村に少なくとも 1か所以上 (困難な場合には各圏 域に1か所以上)	5圏域 16市町村	5圏域 16市町村
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置		6圏域 20市町村	6圏域 20市町村

(注) 設置済みの市町村数については、複数市町村により設置している市町村の数も含まれます。

<目標設定の考え方>

重症心身障害児が健やかに成長するように支援するためには、人数やニーズを把握した上で、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ることが必要です。

国の基本指針においては、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
及びコーディネーターの配置

<成果目標>

項目	目標	備考
【新規目標】 医療的ケア児支援センターの設置	県が設置した医療的ケア児支援センターの設置を継続する	設置済み
市町村ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和8年度末までに各市町村に協議の場を設置する	単独の市町村での設置が困難な場合は、圏域又は複数の市町村で設置することが可能
圏域ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	単独の市町村での設置が困難な場合、令和8年度末までに県が各圏域に協議の場を設置する	
県の保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和8年度末までに県に協議の場を設置する	設置済み
市町村ごとのコーディネーターの配置	令和8年度末までに各市町村にコーディネーターを配置する	単独の市町村での配置が困難な場合は、圏域又は複数の市町村で配置することが可能
圏域ごとのコーディネーターの配置	単独の市町村での配置が困難な場合、令和8年度末までに県が各圏域にコーディネーターを配置する	
県のコーディネーターの配置	県が配置したコーディネーターの配置を継続する	配置済み

【参考】 6期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和3年度	令和4年度
市町村ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに各市町村に協議の場を設置する	24市町村	24市町村
圏域ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに県が各圏域に協議の場を設置する	2圏域	4圏域
県の保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに県に協議の場を設置する	設置済み	
市町村ごとのコーディネーターの配置	令和5年度末までに各市町村にコーディネーターを配置する	10市町村	19市町村
圏域ごとのコーディネーターの配置	令和5年度末までに県が各圏域にコーディネーターを配置する	0圏域	0圏域
県のコーディネーターの配置	令和5年度末までに県にコーディネーターを配置する	配置済み	

<目標設定の考え方>

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における人数やニーズを把握した上で、障害児支援等の充実を図ることが必要です。

国の基本指針においては、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされています。また、各市町村が協議の場の設置及びコーディネーターの配置を単独で行うことが困難である場合は、都道府県が関与した上で、圏域又は複数の市町村で協議の場の設置及びコーディネーターの配置を行うことも可能としています。

成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、令和4年度に宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」を設置し、医療的ケア児等コーディネーターを配置していることから、その継続を図ることとし、また、協議の場及びコーディネーターについては、6期計画等の目標達成に向けて取り組んでいるところであり、県と各市町村だけでなく、各圏域へ設置及び配置することで、よりきめ細かな支援が可能になることから、上記のとおり設定します。

(5)【新規目標】障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

<成果目標>

項目	目標
移行調整の協議の場の設置	令和8年度末までに仙台市と連携し移行調整に係る協議の場を共同設置する。 また、児童の状況に応じた個別の打合せや県市の関係機関が定期的な情報共有を行うことで、18歳に達した児童全員が大人にふさわしい環境へ移行できるようにする

<目標設定の考え方>

障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び指定都市は支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めていく必要があります。

国の基本指針においては、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、協議の場を設置することとし、さらに、県と仙台市において、既に障害児入所施設からの移行について関係機関（県・市・児童相談所・施設・市町村・学校等）が緊密に連携しながら協力していくための枠組みを構築していることから、より具体的な取組内容を盛り込むこととし、上記のとおり設定します。

6 相談支援体制の充実・強化等

<成果目標>

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
【新規目標】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	令和8年度末までに協議会において、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

【参考】 6期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和3年度	令和4年度
相談支援体制の充実・強化に向けた体制	令和5年度末までに各市町村又は各圏域で体制確保	28市町村	29市町村

<目標設定の考え方>

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携が必要になります。

国の基本指針においては、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とするとされ、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めることとされています。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<成果目標>

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに県及び各市町村で体制構築

<目標設定の考え方>

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の基本指針においては、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要と

する障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされたほか、都道府県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要があるなど、多様な取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を県及び市町村で構築することを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策

前章で設定した成果目標を達成するため、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」といいます。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」といいます。）の実施に関する考え方に基づき、活動指標（成果目標を達成するための必要な量等をいいます。以下同じ。）としてサービス見込量（指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みをいいます。以下同じ。）を設定するとともに、必要な見込量の確保のための方策を定めました。

サービス見込量の算定に当たっては、市町村において、利用者のニーズ調査の実施など地域の利用実態等の把握に努め、各地域の実情に応じ、市町村障害福祉計画等においてサービス見込量を設定することとしており、県では、市町村障害福祉計画等に設定するサービス見込量を基本として、圏域ごとのサービス見込量を設定し、各圏域の合計値を県全体のサービス見込量として設定しました。

併せて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等に向けた支援、医療的ケア児に対する支援、発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」といいます。）の支援、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上について、活動指標を設定しました。

1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方

障害児者が、安心して日常生活及び社会生活を在宅で送るためには、訪問系サービス（居宅介護等）や日中活動系サービス（生活介護等）など、各種サービスの量と質の双方を一層充実させることが必要であることから、県内の全ての地域において、適切なサービスを身近で受けられるよう、各圏域における実情を踏まえ、サービス事業所等の計画的な整備を促進します。また、福祉施設や精神病床からの退所・退院後の住まいの場の整備が求められていることから、グループホーム等の充実等に取り組みます。

さらに、これらのサービスを支える介護職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材の確保・育成に取り組みます。

なお、「宮城県立精神医療センター」は、施設が老朽化し建替が必要な状態となっており、建替に伴う移転再編について協議が行われています。建替に当たっては、身体合併症への対応や災害拠点精神科病院の未指定などの宮城県の精神科医療提供体制の課題の解決を図ることができるよう整備を進める必要があります。

【補足】

利 用 量:各年度3月のサービス利用量

実利用者数:各年度3月のサービス利用者数

事業所数:各年度末時点の数

(令和5年度のみ10月1日時点)

2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

(1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み

①居宅介護

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	時間分	70,337	72,055	73,822
実利用者数	人	2,919	2,990	3,058
事業所数	事業所	391	408	426

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	時間分	70,139	71,183	68,479
実利用者数	人	2,714	2,759	2,835
事業所数	事業所	365	368	374

【参考】令和4年度における実利用者数(2,759人)の内訳(単位:人)

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	1,187(43%)	613(22%)	781(28%)	149(5%)	29(1%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	時間分	3,673	3,797	3,915
	実利用者数	人	197	200	201
	事業所数	事業所	22	22	23
仙台	利用量	時間分	57,906	59,457	61,041
	実利用者数	人	2,151	2,212	2,272
	事業所数	事業所	293	310	327
うち 仙台市	利用量	時間分	48,610	49,964	51,357
	実利用者数	人	1,692	1,736	1,781
	事業所数	事業所	206	211	216
大崎	利用量	時間分	1,891	1,910	1,929
	実利用者数	人	148	150	152
	事業所数	事業所	23	23	23
栗原	利用量	時間分	801	801	801
	実利用者数	人	46	46	46
	事業所数	事業所	9	9	9
登米	利用量	時間分	1,122	1,122	1,122
	実利用者数	人	59	59	59
	事業所数	事業所	11	11	11
石巻	利用量	時間分	4,368	4,369	4,369
	実利用者数	人	283	286	289
	事業所数	事業所	28	28	28
気仙沼	利用量	時間分	576	599	645
	実利用者数	人	35	37	39
	事業所数	事業所	5	5	5

②重度訪問介護

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	時間分	32,597	34,955	37,838
実利用者数	人	125	129	136
事業所数	事業所	308	317	326

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	時間分	27,935	28,723	30,914
実利用者数	人	101	99	118
事業所数	事業所	301	295	299

【参考】令和4年度における実利用者数（99人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	88(89%)	9(9%)	0(0%)	2(2%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	時間分	480	503	526
	実利用者数	人	9	9	9
	事業所数	事業所	17	17	17
仙台	利用量	時間分	30,854	33,179	35,843
	実利用者数	人	100	104	110
	事業所数	事業所	233	242	251
うち 仙台市	利用量	時間分	26,291	28,565	31,035
	実利用者数	人	62	65	68
	事業所数	事業所	169	170	171
大崎	利用量	時間分	516	526	536
	実利用者数	人	10	10	10
	事業所数	事業所	20	20	20
栗原	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	9	9	9
登米	利用量	時間分	86	86	86
	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	9	9	9
石巻	利用量	時間分	661	661	847
	実利用者数	人	4	4	5
	事業所数	事業所	18	18	18
気仙沼	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	2	2	2

③同行援護

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	時間分	5,165	5,408	5,654
実利用者数	人	357	360	364
事業所数	事業所	92	97	101

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	時間分	4,145	4,962	4,926
実利用者数	人	313	331	345
事業所数	事業所	90	84	86

【参考】令和4年度における実利用者数（331人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	325(98%)	5(2%)	1(0%)	0(0%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	時間分	124	131	131
	実利用者数	人	11	11	11
	事業所数	事業所	4	4	4
仙台	利用量	時間分	4,368	4,596	4,828
	実利用者数	人	289	291	293
	事業所数	事業所	74	79	83
うち 仙台市	利用量	時間分	3,919	4,115	4,321
	実利用者数	人	223	223	223
	事業所数	事業所	56	56	56
大崎	利用量	時間分	466	474	480
	実利用者数	人	34	35	36
	事業所数	事業所	9	9	9
栗原	利用量	時間分	68	68	68
	実利用者数	人	5	5	5
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	利用量	時間分	4	4	4
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	利用量	時間分	43	43	51
	実利用者数	人	9	9	10
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	利用量	時間分	92	92	92
	実利用者数	人	8	8	8
	事業所数	事業所	2	2	2

④行動援護

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	時間分	912	956	998
実利用者数	人	71	75	80
事業所数	事業所	43	43	43

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	時間分	903	654	865
実利用者数	人	48	60	65
事業所数	事業所	39	40	41

【参考】令和4年度における実利用者数（60人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	2(3%)	42(70%)	0(0%)	16(27%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	時間分	96	96	96
	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	3	3	3
仙台	利用量	時間分	532	568	601
	実利用者数	人	55	59	64
	事業所数	事業所	33	33	33
うち 仙台市	利用量	時間分	173	175	177
	実利用者数	人	12	13	13
	事業所数	事業所	20	20	20
大崎	利用量	時間分	5	5	5
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
栗原	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	時間分	98	98	98
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	4	4	4
石巻	利用量	時間分	181	189	198
	実利用者数	人	12	12	12
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	時間分	207	176	176
実利用者数	人	8	7	7
事業所数	事業所	1	1	1

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	時間分	0	0	186
実利用者数	人	0	0	6
事業所数	事業所	0	0	0

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	時間分	20	20	20
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
仙台	利用量	時間分	186	155	155
	実利用者数	人	6	5	5
	事業所数	事業所	1	1	1
うち 仙台市	利用量	人	0	0	0
	実利用者数	事業所	0	0	0
	事業所数	人	0	0	0
大崎	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	利用量	時間分	1	1	1
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
気仙沼	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0

⑥生活介護

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	101,942	102,739	103,548
実利用者数	人	5,040	5,078	5,116
事業所数	事業所	224	227	231

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	96,971	98,613	98,407
実利用者数	人	4,800	4,881	4,946
事業所数	事業所	186	193	214

【参考】令和4年度における実利用者数（4,881人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	1,301(27%)	3,394(70%)	180(4%)	6(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	7,792	7,797	7,820
	実利用者数	人	410	412	414
	事業所数	事業所	12	12	13
仙台	利用量	人日分	55,894	56,583	57,287
	実利用者数	人	2,751	2,784	2,819
	事業所数	事業所	123	126	129
うち 仙台市	利用量	人日分	41,000	41,400	41,800
	実利用者数	人	2,050	2,070	2,090
	事業所数	事業所	82	82	82
大崎	利用量	人日分	10,763	10,805	10,825
	実利用者数	人	530	532	533
	事業所数	事業所	23	23	23
栗原	利用量	人日分	5,918	5,808	5,702
	実利用者数	人	269	264	260
	事業所数	事業所	17	17	17
登米	利用量	人日分	5,851	6,002	6,157
	実利用者数	人	282	286	291
	事業所数	事業所	12	12	12
石巻	利用量	人日分	10,333	10,381	10,409
	実利用者数	人	533	536	537
	事業所数	事業所	27	27	27
気仙沼	利用量	人日分	5,391	5,363	5,348
	実利用者数	人	265	264	262
	事業所数	事業所	10	10	10

⑦自立訓練（機能訓練）

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	348	353	400
実利用者数	人	40	41	45
事業所数	事業所	11	12	12

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	375	390	422
実利用者数	人	34	40	43
事業所数	事業所	6	6	6

【参考】令和4年度における実利用者数（40人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	35(88%)	2(5%)	3(8%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	0	0	20
	実利用者数	人	0	0	1
	事業所数	事業所	0	0	0
仙台	利用量	人日分	310	315	338
	実利用者数	人	34	35	37
	事業所数	事業所	7	8	8
うち 仙台市	利用量	人日分	262	262	262
	実利用者数	人	30	30	30
	事業所数	事業所	6	6	6
大崎	利用量	人日分	0	0	4
	実利用者数	人	0	0	1
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	人日分	15	15	15
	実利用者数	人	3	3	3
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	利用量	人日分	23	23	23
	実利用者数	人	3	3	3
	事業所数	事業所	4	4	4
気仙沼	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0

⑧自立訓練（生活訓練）

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	5,596	5,716	5,831
実利用者数	人	304	310	347
事業所数	事業所	49	51	51

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	5,416	4,090	5,858
実利用者数	人	256	226	309
事業所数	事業所	31	32	46

【参考】令和4年度における実利用者数（226人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	14(6%)	43(19%)	169(75%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	546	559	573
	実利用者数	人	30	31	63
	事業所数	事業所	1	2	2
仙台	利用量	人日分	3,914	3,948	3,990
	実利用者数	人	219	221	223
	事業所数	事業所	36	37	37
うち 仙台市	利用量	人日分	3,070	3,070	3,070
	実利用者数	人	176	176	176
	事業所数	事業所	33	33	33
大崎	利用量	人日分	382	382	390
	実利用者数	人	17	17	18
	事業所数	事業所	2	2	2
栗原	利用量	人日分	44	66	66
	実利用者数	人	2	3	3
	事業所数	事業所	1	1	1
登米	利用量	人日分	106	106	106
	実利用者数	人	3	3	3
	事業所数	事業所	1	1	1
石巻	利用量	人日分	316	319	322
	実利用者数	人	21	21	21
	事業所数	事業所	7	7	7
気仙沼	利用量	人日分	288	336	384
	実利用者数	人	12	14	16
	事業所数	事業所	1	1	1

⑨就労選択支援 ※令和7年10月1日開始予定

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	-	84	196
事業所数	事業所	-	26	34

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	-	7	22
	事業所数	事業所	-	2	4
仙台	実利用者数	人	-	54	143
	事業所数	事業所	-	20	25
うち 仙台市	実利用者数	人	-	39	117
	事業所数	事業所	-	15	20
大崎	実利用者数	人	-	17	23
	事業所数	事業所	-	2	3
栗原	実利用者数	人	-	2	2
	事業所数	事業所	-	1	1
登米	実利用者数	人	-	0	0
	事業所数	事業所	-	0	0
石巻	実利用者数	人	-	3	5
	事業所数	事業所	-	1	1
気仙沼	実利用者数	人	-	1	1
	事業所数	事業所	-	0	0

⑩就労移行支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	13,263	13,504	13,711
実利用者数	人	827	846	860
事業所数	事業所	75	77	79

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	12,907	12,879	12,736
実利用者数	人	747	729	808
事業所数	事業所	73	65	66

【参考】令和4年度における実利用者数（729人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	49(7%)	96(13%)	579(79%)	5(1%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	555	546	546
	実利用者数	人	46	47	49
	事業所数	事業所	3	4	4
仙台	利用量	人日分	9,745	9,928	10,057
	実利用者数	人	599	613	621
	事業所数	事業所	53	54	56
うち 仙台市	利用量	人日分	7,571	7,622	7,673
	実利用者数	人	448	451	454
	事業所数	事業所	41	41	42
大崎	利用量	人日分	864	864	864
	実利用者数	人	57	57	57
	事業所数	事業所	6	6	6
栗原	利用量	人日分	308	330	352
	実利用者数	人	14	15	16
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	利用量	人日分	447	447	447
	実利用者数	人	25	25	25
	事業所数	事業所	3	3	3
石巻	利用量	人日分	906	933	959
	実利用者数	人	60	62	63
	事業所数	事業所	4	4	4
気仙沼	利用量	人日分	438	456	486
	実利用者数	人	26	27	29
	事業所数	事業所	4	4	4

⑪就労継続支援A型

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	27,474	29,021	30,731
実利用者数	人	1,453	1,545	1,642
事業所数	事業所	87	96	103

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	22,450	24,933	25,445
実利用者数	人	1,114	1,267	1,351
事業所数	事業所	59	66	72

【参考】令和4年度における実利用者数（1,267人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	153(12%)	487(38%)	608(48%)	19(1%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	2,058	2,150	2,266
	実利用者数	人	108	113	119
	事業所数	事業所	7	7	8
仙台	利用量	人日分	19,315	20,700	22,136
	実利用者数	人	1,023	1,099	1,177
	事業所数	事業所	63	72	78
うち 仙台市	利用量	人日分	13,680	14,763	15,846
	実利用者数	人	720	777	834
	事業所数	事業所	44	49	52
大崎	利用量	人日分	2,642	2,700	2,843
	実利用者数	人	139	147	157
	事業所数	事業所	7	7	7
栗原	利用量	人日分	616	594	572
	実利用者数	人	28	27	26
	事業所数	事業所	3	3	3
登米	利用量	人日分	1,419	1,463	1,508
	実利用者数	人	68	71	73
	事業所数	事業所	3	3	3
石巻	利用量	人日分	1,318	1,308	1,300
	実利用者数	人	82	83	85
	事業所数	事業所	4	4	4
気仙沼	利用量	人日分	106	106	106
	実利用者数	人	5	5	5
	事業所数	事業所	0	0	0

⑫就労継続支援B型

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	123,434	129,668	135,219
実利用者数	人	7,252	7,585	7,921
事業所数	事業所	367	387	410

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	105,206	114,702	117,825
実利用者数	人	5,855	6,337	6,910
事業所数	事業所	290	304	320

【参考】令和4年度における実利用者数（6,337人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	650(10%)	3,513(55%)	2,159(34%)	15(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	11,937	12,043	12,134
	実利用者数	人	641	652	661
	事業所数	事業所	27	30	34
仙台	利用量	人日分	77,533	82,012	86,428
	実利用者数	人	4,814	5,087	5,363
	事業所数	事業所	252	269	287
うち 仙台市	利用量	人日分	55,641	58,990	62,339
	実利用者数	人	3,273	3,470	3,667
	事業所数	事業所	185	195	205
大崎	利用量	人日分	11,309	11,615	11,916
	実利用者数	人	612	628	645
	事業所数	事業所	28	28	28
栗原	利用量	人日分	3,058	3,762	3,784
	実利用者数	人	171	172	173
	事業所数	事業所	7	7	7
登米	利用量	人日分	4,857	5,207	5,582
	実利用者数	人	254	269	285
	事業所数	事業所	13	13	13
石巻	利用量	人日分	10,918	11,110	11,261
	実利用者数	人	569	580	589
	事業所数	事業所	34	34	34
気仙沼	利用量	人日分	3,822	3,919	4,114
	実利用者数	人	191	197	205
	事業所数	事業所	6	6	7

⑬就労定着支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	414	433	453
事業所数	事業所	49	53	55

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	333	387	404
事業所数	事業所	31	34	38

【参考】令和4年度における実利用者数（387人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	28(7%)	69(18%)	290(75%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	27	28	28
	事業所数	事業所	0	2	2
仙台	実利用者数	人	332	347	362
	事業所数	事業所	39	41	43
うち 仙台市	実利用者数	人	273	285	297
	事業所数	事業所	33	34	35
大崎	実利用者数	人	16	18	21
	事業所数	事業所	2	2	2
栗原	実利用者数	人	2	2	3
	事業所数	事業所	1	1	1
登米	実利用者数	人	6	7	7
	事業所数	事業所	3	3	3
石巻	実利用者数	人	14	14	15
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	実利用者数	人	17	17	17
	事業所数	事業所	2	2	2

⑭療養介護

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	401	406	414
事業所数	事業所	6	6	6

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	385	392	385
事業所数	事業所	4	4	5

【参考】令和4年度における実利用者数（392人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	331(84%)	60(15%)	0(0%)	1(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	61	61	62
	事業所数	事業所	0	0	0
仙台	実利用者数	人	205	210	215
	事業所数	事業所	5	5	5
うち 仙台市	実利用者数	人	137	142	147
	事業所数	事業所	3	3	3
大崎	実利用者数	人	44	44	44
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	実利用者数	人	11	11	12
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	実利用者数	人	20	20	20
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	実利用者数	人	42	42	43
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	実利用者数	人	18	18	18
	事業所数	事業所	0	0	0

⑮短期入所

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	8,806	9,291	9,854
実利用者数	人	1,567	1,654	1,752
事業所数	事業所	177	187	197

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	5,822	7,937	7,948
実利用者数	人	1,006	1,366	1,457
事業所数	事業所	146	156	163

【参考】令和4年度における実利用者数（1,366人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	215(16%)	863(63%)	71(5%)	215(16%)	2(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	480	516	568
	実利用者数	人	79	86	95
	事業所数	事業所	10	10	11
仙台	利用量	人日分	5,322	5,685	6,095
	実利用者数	人	1,001	1,072	1,152
	事業所数	事業所	105	114	123
うち 仙台市	利用量	人日分	3,129	3,380	3,651
	実利用者数	人	571	617	667
	事業所数	事業所	74	81	88
大崎	利用量	人日分	1,201	1,201	1,201
	実利用者数	人	210	210	210
	事業所数	事業所	14	15	15
栗原	利用量	人日分	367	387	401
	実利用者数	人	55	58	60
	事業所数	事業所	11	11	11
登米	利用量	人日分	374	414	458
	実利用者数	人	37	39	41
	事業所数	事業所	13	13	13
石巻	利用量	人日分	754	762	769
	実利用者数	人	145	147	148
	事業所数	事業所	17	17	17
気仙沼	利用量	人日分	308	326	362
	実利用者数	人	40	42	46
	事業所数	事業所	7	7	7

⑩自立生活援助

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	20	21	24
事業所数	事業所	9	11	13

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	8	9	11
事業所数	事業所	2	4	3

【参考】令和4年度における実利用者数（9人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	0(0%)	2(22%)	7(78%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	2	2	3
	事業所数	事業所	1	1	1
仙台	実利用者数	人	12	13	15
	事業所数	事業所	4	5	6
うち 仙台市	実利用者数	人	7	8	9
	事業所数	事業所	2	3	4
大崎	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	1	1	1
栗原	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	1	2	3
登米	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	1	1	1

⑰共同生活援助

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	3,512	3,718	3,939
事業所数	戸	805	829	856

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	2,963	3,177	3,313
事業所数	戸	611	637	776

【参考】令和4年度における実利用者数（3,177人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	244(8%)	1,919(60%)	1,014(32%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	272	277	283
	事業所数	戸	77	81	86
仙台	実利用者数	人	2,178	2,354	2,543
	事業所数	戸	524	539	555
うち 仙台市	実利用者数	人	1,609	1,756	1,915
	事業所数	戸	398	398	398
大崎	実利用者数	人	341	351	362
	事業所数	戸	55	57	60
栗原	実利用者数	人	116	117	118
	事業所数	戸	24	27	30
登米	実利用者数	人	150	154	158
	事業所数	戸	36	36	36
石巻	実利用者数	人	344	350	356
	事業所数	戸	73	73	73
気仙沼	実利用者数	人	111	115	119
	事業所数	戸	16	16	16

⑱施設入所支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	1,766	1,756	1,743
事業所数	施設	42	43	44

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	1,775	1,750	1,778
事業所数	施設	38	38	38

【参考】令和4年度における実利用者数（1,750人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	587(34%)	1,134(65%)	28(2%)	1(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	215	211	209
	事業所数	施設	5	5	5
仙台	実利用者数	人	835	834	833
	事業所数	施設	23	24	25
うち 仙台市	実利用者数	人	524	524	524
	事業所数	施設	15	15	15
大崎	実利用者数	人	200	197	192
	事業所数	施設	2	2	2
栗原	実利用者数	人	108	106	103
	事業所数	施設	3	3	3
登米	実利用者数	人	120	123	125
	事業所数	施設	3	3	3
石巻	実利用者数	人	157	155	153
	事業所数	施設	3	3	3
気仙沼	実利用者数	人	131	130	128
	事業所数	施設	3	3	3

⑩計画相談支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	6,023	6,367	6,724
事業所数	事業所	215	226	236

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	4,014	4,221	5,358
事業所数	事業所	179	184	197

【参考】令和4年度における実利用者数（4,221人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	829(20%)	2,191(52%)	1,188(28%)	13(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	641	655	669
	事業所数	事業所	15	16	17
仙台	実利用者数	人	3,656	3,932	4,230
	事業所数	事業所	136	144	152
うち 仙台市	実利用者数	人	1,671	1,854	2,057
	事業所数	事業所	79	84	89
大崎	実利用者数	人	369	383	397
	事業所数	事業所	23	25	26
栗原	実利用者数	人	622	626	630
	事業所数	事業所	9	9	9
登米	実利用者数	人	148	151	153
	事業所数	事業所	8	8	8
石巻	実利用者数	人	313	317	320
	事業所数	事業所	15	15	15
気仙沼	実利用者数	人	274	303	325
	事業所数	事業所	9	9	9

②⑩地域相談支援（地域移行支援）

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	25	27	32
事業所数	事業所	67	70	73

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	6	5	12
事業所数	事業所	57	52	59

【参考】令和4年度における実利用者数（5人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	1(20%)	1(20%)	3(60%)	0(0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	10	9	10
	事業所数	事業所	5	5	5
仙台	実利用者数	人	8	10	13
	事業所数	事業所	52	55	58
うち 仙台市	実利用者数	人	3	4	5
	事業所数	事業所	41	43	45
大崎	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	1	1	1
栗原	実利用者数	人	1	2	3
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	3	3	3

②地域相談支援（地域定着支援）

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	79	89	101
事業所数	事業所	68	71	73

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	51	55	62
事業所数	事業所	59	54	61

【参考】令和4年度における実利用者数（55人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	6(11%)	30(55%)	18(33%)	1(2%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	15	17	18
	事業所数	事業所	4	5	5
仙台	実利用者数	人	58	66	77
	事業所数	事業所	54	56	58
うち 仙台市	実利用者数	人	13	18	25
	事業所数	事業所	41	43	45
大崎	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	1	1	1
栗原	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	3	3	3

(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み

①児童発達支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	17,091	18,456	19,940
実利用者数	人	1,862	2,060	2,279
事業所数	事業所	174	176	178

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	12,564	13,839	14,938
実利用者数	人	1,371	1,537	1,561
事業所数	事業所	124	144	169

【参考】令和4年度における実利用者数(1,537人)の内訳(単位:人)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	103(7%)	869(57%)	46(3%)	519(34%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	1,951	2,092	2,254
	実利用者数	人	73	77	83
	事業所数	事業所	8	8	9
仙台	利用量	人日分	12,132	13,220	14,390
	実利用者数	人	1,542	1,724	1,924
	事業所数	事業所	127	129	130
うち 仙台市	利用量	人日分	7,874	8,583	9,355
	実利用者数	人	1,085	1,215	1,361
	事業所数	事業所	85	85	85
大崎	利用量	人日分	777	829	881
	実利用者数	人	62	67	72
	事業所数	事業所	9	9	9
栗原	利用量	人日分	105	105	105
	実利用者数	人	6	6	6
	事業所数	事業所	5	5	5
登米	利用量	人日分	516	574	639
	実利用者数	人	40	45	50
	事業所数	事業所	6	6	6
石巻	利用量	人日分	1,249	1,242	1,234
	実利用者数	人	102	102	102
	事業所数	事業所	14	14	14
気仙沼	利用量	人日分	361	394	437
	実利用者数	人	37	39	42
	事業所数	事業所	5	5	5

②放課後等デイサービス

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	72,271	78,134	84,406
実利用者数	人	5,251	5,674	6,129
事業所数	事業所	373	388	415

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	54,084	62,564	61,474
実利用者数	人	3,942	4,458	4,629
事業所数	事業所	298	321	358

【参考】令和4年度における実利用者数（4,458人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	270(6%)	2,916(65%)	158(4%)	1,114(25%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	6,117	6,432	6,730
	実利用者数	人	232	242	254
	事業所数	事業所	17	17	18
仙台	利用量	人日分	52,343	57,108	62,273
	実利用者数	人	4,057	4,418	4,809
	事業所数	事業所	268	281	305
うち 仙台市	利用量	人日分	38,318	42,150	46,365
	実利用者数	人	2,948	3,242	3,567
	事業所数	事業所	194	200	218
大崎	利用量	人日分	5,177	5,417	5,663
	実利用者数	人	350	365	380
	事業所数	事業所	30	31	32
栗原	利用量	人日分	970	1,061	1,152
	実利用者数	人	64	70	76
	事業所数	事業所	9	9	9
登米	利用量	人日分	1,832	1,941	2,056
	実利用者数	人	114	121	127
	事業所数	事業所	9	9	9
石巻	利用量	人日分	4,576	4,919	5,276
	実利用者数	人	352	376	401
	事業所数	事業所	30	31	32
気仙沼	利用量	人日分	1,256	1,256	1,256
	実利用者数	人	82	82	82
	事業所数	事業所	10	10	10

③保育所等訪問支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	205	234	284
実利用者数	人	133	151	175
事業所数	事業所	31	32	34

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	34	182	89
実利用者数	人	32	82	93
事業所数	事業所	22	25	26

【参考】令和4年度における実利用者数（82人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	15(18%)	10(12%)	2(2%)	55(67%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	26	35	68
	実利用者数	人	6	6	13
	事業所数	事業所	1	1	2
仙台	利用量	人日分	109	122	132
	実利用者数	人	65	77	87
	事業所数	事業所	15	16	17
うち 仙台市	利用量	人日分	36	40	44
	実利用者数	人	18	20	22
	事業所数	事業所	9	10	11
大崎	利用量	人日分	13	13	14
	実利用者数	人	7	7	8
	事業所数	事業所	5	5	5
栗原	利用量	人日分	1	1	1
	実利用者数	人	3	3	3
	事業所数	事業所	3	3	3
登米	利用量	人日分	22	24	26
	実利用者数	人	22	24	26
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	利用量	人日分	7	7	7
	実利用者数	人	4	4	4
	事業所数	事業所	3	3	3
気仙沼	利用量	人日分	27	32	36
	実利用者数	人	26	30	34
	事業所数	事業所	2	2	2

④居宅訪問型児童発達支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	人日分	90	90	112
実利用者数	人	16	16	21
事業所数	事業所	7	7	8

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	人日分	49	69	77
実利用者数	人	8	10	14
事業所数	事業所	2	2	2

【参考】令和4年度における実利用者数（10人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	1(10%)	7(70%)	0(0%)	2(20%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	利用量	人日分	0	0	22
	実利用者数	人	0	0	5
	事業所数	事業所	0	0	1
仙台	利用量	人日分	67	67	67
	実利用者数	人	12	12	12
	事業所数	事業所	4	4	4
うち 仙台市	利用量	人日分	56	56	56
	実利用者数	人	7	7	7
	事業所数	事業所	1	1	1
大崎	利用量	人日分	5	5	5
	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	1	1	1
栗原	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	1	1	1
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
気仙沼	利用量	人日分	18	18	18
	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	1	1	1

⑤福祉型障害児入所施設

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	60	60	60
事業所数	施設	1	1	1

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	40	41	52
事業所数	施設	1	1	1

【参考】令和4年度における実利用者数（41人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	1(2%)	40(98%)	0(0%)	0(0%)

⑥医療型障害児入所施設

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	54	54	54
事業所数	施設	4	4	4

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	53	57	62
事業所数	施設	4	4	4

【参考】令和4年度における実利用者数（57人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	57(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

⑦障害児相談支援

<県計画値>

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人	1,640	1,771	1,889
事業所数	事業所	195	205	214

【参考】6期計画等における実績値 ※令和5年度のみ見込値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	931	1,007	1,407
事業所数	事業所	155	162	177

【参考】令和4年度における実利用者数（1,007人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	55(5%)	482(48%)	41(4%)	429(43%)

<圏域ごとの計画値>

圏域	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
仙南	実利用者数	人	161	171	181
	事業所数	事業所	12	13	14
仙台	実利用者数	人	1,140	1,240	1,330
	事業所数	事業所	126	133	140
うち 仙台市	実利用者数	人	300	339	383
	事業所数	事業所	75	80	85
大崎	実利用者数	人	104	116	128
	事業所数	事業所	19	21	22
栗原	実利用者数	人	72	72	72
	事業所数	事業所	9	9	9
登米	実利用者数	人	17	18	20
	事業所数	事業所	5	5	5
石巻	実利用者数	人	84	86	88
	事業所数	事業所	15	15	15
気仙沼	実利用者数	人	62	68	70
	事業所数	事業所	9	9	9

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<県計画値>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援利用者数	22 人	24 人	27 人
精神障害者の地域定着支援利用者数	45 人	50 人	59 人
精神障害者の共同生活援助利用者数	1,333 人	1,429 人	1,535 人
精神障害者の自立生活援助利用者数	51 人	54 人	60 人
【新規指標】 精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	479 人	529 人	578 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 （在宅）	293 人	293 人	293 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 （障害福祉施設）	28 人	28 人	28 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 （介護施設）	36 人	36 人	36 人

【参考】6期計画等における実績

項目	令和3年度		令和4年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
精神障害者の地域移行支援利用者数	37 人	14 人	41 人	9 人
精神障害者の地域定着支援利用者数	42 人	26 人	48 人	27 人
精神障害者の共同生活援助利用者数	845 人	940 人	877 人	1,107 人
精神障害者の自立生活援助利用者数	27 人	30 人	27 人	13 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 （在宅）※	498 人 (338 人)	420 人 (292 人)	498 人 (338 人)	421 人 (293 人)
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 （障害福祉施設）※	46 人 (33 人)	47 人 (34 人)	46 人 (33 人)	42 人 (28 人)
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 （介護施設）※	62 人 (47 人)	41 人 (34 人)	62 人 (47 人)	53 人 (36 人)

※6期計画における「精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数(在宅・障害福祉施設・介護施設)」の計画値及び実績値に仙台市の患者数を二重計上する誤りがあり、正しくは()書のとおり。

(4) 地域生活支援の充実

<県計画値>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	15 箇所	17 箇所	18 箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証 及び検討の実施回数	1 回	1 回	1 回

【参考】6期計画等における実績

項目	令和3年度		令和4年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置箇所数	18箇所	9箇所	19箇所	10箇所
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	0回

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

<県計画値>

項目	指標	6期計画等における実績
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	令和8年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを668人とする	計画値 527人 令和3年度 448人 令和4年度 478人
障害者に対する職業訓練の受講	令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを255人とする	計画値 142人 令和3年度 172人 令和4年度 152人
福祉施設から公共職業安定所への誘導	令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを725人とする	計画値 640人 令和3年度 490人 令和4年度 460人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	令和8年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを135人とする	計画値 114人 令和3年度 91人 令和4年度 75人
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを450人とする	計画値 366人 令和3年度 304人 令和4年度 297人

(6) 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置

<県計画値>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	3人	3人	3人

※市町村実施分を除く

(注) 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター

医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行う。

【参考】6期計画等における実績

項目	令和3年度		令和4年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
配置人数	2人	0人	5人	3人

※医療的ケア児等コーディネーターの人数は131人（令和5年3月31日現在）

(7) 発達障害者等に対する支援

<県計画値>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者支援地域協議会の開催	1回	1回	1回
発達障害者支援センターによる相談支援	830件	830件	830件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	840回	840回	882回
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	140回	140回	147回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	70人	70人	70人
ペアレントメンターの人数	23人	25人	25人
ピアサポートの活動への参加人数	170人	170人	178人

※市町村実施分を除く

【参考】 6 期計画等における実績

項目	令和3年度	令和4年度
発達障害者支援地域協議会の開催	0回	0回
発達障害者支援センターによる相談支援	805件	821件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	399回	836回
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	108回	138回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	82人	68人
ペアレントメンターの人数	16人	23人
ピアサポートの活動への参加人数	72人	166人

(8) 【新規指標】 相談支援体制の充実・強化等

<県計画値>

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	2回	2回	2回
	参加事業者・機関数	21者	21者	21者

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

<県計画値>

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導監査結果の関係市町村との共有回数		1回	1回	1回
【新規指標】 相談支援専門員研修の修了者数	初任者	90人	90人	90人
	現任	90人	90人	90人
	主任	18人	18人	18人
【新規指標】 サービス管理責任者等研修の 修了者数	基礎	300人	300人	300人
	実践	250人	250人	250人
	更新	400人	400人	400人
【新規指標】 相談支援専門員及び サービス管理責任者等への意思決定 ガイドライン等を活用した研修	実施回数	1回	1回	1回
	修了者数	30人	40人	50人

【参考】6期計画等における実績

項目	令和3年度		令和4年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
指導監査結果の関係市町村との共有回数	1回	0回	1回	1回

(10) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

<県計画値>

項目	令和8年度
基盤整備量（利用者数）	2,633人

(注) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

精神科病院における長期入院患者のうち、精神障害者を支える地域の医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。

令和2年の精神病床入院患者数を元に、国の基本指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。

3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保

各圏域で必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等を見込み、各圏域のサービス提供体制の確保に努めます。

【関連する主な事業】

・知的障害者グループホーム体験ステイの推進

一定期間の体験型グループホームの利用を通じて、障害者の自立した生活への移行を支援します。

・障害者福祉施設整備費補助

障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部を補助します。

・宮城県船形の郷による支援

宮城県船形の郷は建替え整備が完了し宮城県介護研修センターが併設されたことから、県全域におけるセーフティネット機能を継続して担っていくほか、地域福祉の拠点として情報発信や宮城県介護研修センターの研修機能等も活用しながら民間施設の支援力向上を支援します。

・精神障害者地域移行支援

精神障害者が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連携のもとで、入院患者の地域移行、並びに、精神障害者が安定した地域生活を継続するための支援等を行います。

・地域精神保健福祉対策

精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、包括的な支援が確保されるよう、相談支援体制を整えることが重要です。市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えるとともに、市町村が体制整備に取り組む際に県による協力や支援を行うなど日頃から連携することが必要です。

保健所及び精神保健福祉センターにおいては、精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施し、地域における精神疾患患者の早期発見・早期治療及び再発防止や、関係機関が参集するケア会議を通じて、精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築します。

・依存症対策

依存症問題を抱える本人や家族を対象とした個別相談や家族教室、支援者を対象とした研修会等の実施、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の指定など、発生予防から進行予防、再発予防に至るまで切れ目のない支援体制を構築します。

・医療的ケア児等体制整備推進

医療的ケア児者及びその家族の支援のため、宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」における相談支援や医療型短期入所に係るコーディネーター配置による人材育成及び事業所支援、看護師確保による障害児通所支援事業所での医療的ケア児者等の受入促進等を行い、身近な地域における支援体制の構築を進めます。

・発達障害者地域支援マネジャー配置

各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等からの依頼に

基づく個別支援や家族支援を行い、地域支援体制の構築を進めます。

- ・就労移行等連携調整

特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対して、就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、支援対象障害者等の移行を尊重し、適切な「働く場」への円滑な移行を支援します。

- ・障害者就労における連携構築支援

就労移行支援事業所と企業等の連携関係の構築を主軸とした支援を実施し、就労移行支援事業所と企業等が「より多く、より深く、より長く連携」するきっかけをつくることで、企業で長く働き続けられる環境を整備します。

- ・農福連携による工賃向上支援

障害者就労支援事業所で働く障害者の農業分野への就労を促進し、工賃向上を図るため、農業技術や6次産業化等に係る指導・助言や販路拡大等の支援を行います。

- ・県自立支援協議会の運営

市町村が設置する協議会等の有機的なネットワークの構築、障害児者の支援体制の充実に向けた取組や課題に関する調整・協議等により、県内の障害福祉に係る広域的な課題の解決等を図ります。

(2) 必要な人材の確保・育成

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材を質・量ともに確保するよう努めます（各取組の説明は第5章以降に記載）。

【関連する主な事業】

- ・障害福祉関係施設人材確保支援
- ・相談支援従事者研修の実施
- ・居宅介護従業者等養成研修の推進
- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の実施
- ・介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進
- ・障害支援区分認定調査員研修・市町村審査会委員研修の実施
- ・高次脳機能障害研修の実施
- ・地域リハビリテーション推進強化

第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数

1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

<指定障害者支援施設の入所定員総数>

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
1,987	人	1,987	人	1,987	人

<考え方>

令和5年10月1日現在の指定障害者支援施設の入所定員総数は1,937人ですが、令和6年度に定員が50人増加する予定です。

引き続き地域での生活を希望する入所者の地域生活移行に取り組めますが、入所者の中には地域での生活が困難な方も多い状況にあること、また、現在は在宅で生活されている方の中にも、障害の重度化等を理由として施設入所の希望が一定数あり、入所待機者数は横ばいの状況にあること、さらに、障害児入所施設における18歳以上の入所者が成人期にふさわしい環境に移行できるような対応も必要になっていることを踏まえたものです。

2 指定障害児入所施設の必要入所定員総数

<指定障害児入所施設の入所定員総数>

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
福祉型	60	人	60	人	60	人
医療型	561	人	561	人	561	人

※医療型障害児入所施設の定員のうち480人分については、療養介護の定員と重複している。

<考え方>

令和5年10月1日現在の福祉型障害児入所施設の入所定員総数は60人、医療型障害児入所施設の定員は療養介護と合わせて561人ですが、令和8年度まで定員の増減はない予定です。

障害児入所施設については、現在の利用状況を勘案し、定員数を維持することとします。

なお、福祉型障害児入所施設については、入所している児童の特性等により多床室を個室として使用する場合がありますなどの事情により、定員数まで障害児を受け入れられない現状がありますが、市町村等の関係機関との連携を強化して18歳に達した入所者の移行先を確保するほか、上記障害者支援施設の定員増加等によって解消することにより、障害児の受入体制を確保することとします。また、医療型障害児入所施設の入所者のうち18歳に達した入所者は、療養介護に移行していますが、医療型障害児入所施設及び療養介護の入所待機者は横ばいの状況が続いており、小児移行期を含めた重症心身障害児者の受入病床の確保に当たり、様々な課題の解決に向けた対応を検討します。

入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援学校、監護者、児童相談所、市町村、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体と

して「協議の場」を設けて移行調整を進めていきます。また、県内の移行状況を把握し、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しを立てるとともに、障害児入所施設の今後の施設のあり方に関する方針を把握し、地域の資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行います。

さらに、地域との交流機会の確保に取り組む等、地域に開かれた施設の体制整備に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置

1 サービスに従事する人材の確保・育成

県においては、社会福祉分野全体を対象とした医療・福祉人材の確保・育成に取り組んでいますが、それらの取組との連携を図り、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの事業者における人材の確保・育成に努めます。

① 障害福祉関係施設人材確保支援

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、介護職員初任者研修等の受講料及び代替職員人件費相当分の補助を行います。

さらに、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

② 障害者相談支援従事者研修の実施

障害福祉サービス等の利用支援等の援助技術や困難事例に対する支援方法について、初任者研修や現任研修を実施し、相談支援事業に従事する相談支援専門員の確保に努めます。また、これらの研修修了者に対して、専門コース別研修や、基幹相談支援センター等において地域の指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成研修を実施し、資質の向上を図ります。

③ 居宅介護従業者等養成研修の推進

障害者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、指定事業者による以下の研修の実施を推進します。

- ・居宅介護職員初任者研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修統合課程
- ・同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程
- ・全身性障害者移動介護従業者養成研修
- ・行動援護従業者養成研修
- ・強度行動障害支援者養成研修基礎研修課程・実践研修課程

④ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の実施

障害福祉サービスを提供するに当たり配置が求められるサービス管理責任者等について、その提供体制とサービスの質を確保するための研修を実施します。

⑤ 介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進

在宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、関連法令及び制度を周知するとともに、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を推進します。

⑥ 障害支援区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修の実施

障害支援区分の判定等が円滑に行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。

⑦ 高次脳機能障害研修の実施

高次脳機能障害の基本的理解や支援等について、市町村等関係職員への研修を実施するとともに、一般県民への普及啓発のための講義等を実施します。

⑧ 地域リハビリテーション推進強化

障害児者支援に従事するリハビリテーション専門職等の支援技術や資質向上を図るため、研修会や事例検討会等を実施します。

2 指定障害福祉サービス等の事業者等に対する第三者評価及び情報公表制度

県では、平成21年4月に宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例を制定し、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置しています。令和4年度末時点で、障害福祉サービスの評価機関として7機関を認証しており、評価実績を高めていくとともに、良質かつ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、第三者評価制度の普及啓発に努めます。また、障害者総合支援法等の改正により、平成30年度から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要であることから、当該制度の事業者に対する周知、利用しやすい仕組みづくりや普及啓発に取り組みます。

3 障害者等に対する虐待の防止

平成24年10月に施行された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとしてされています。また、県においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成24年12月厚生労働省作成）」に沿って、障害者虐待防止法第36条第1項の規定に基づく「都道府県障害者権利擁護センター」を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害児者関係団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークを活用し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的な検証を行うこととされています。

こうしたことから、県では、引き続き、障害者虐待防止法に基づき、有識者等からなる関係団体等との連携協力体制を整備するとともに、「宮城県障害者権利擁護センター」を設置、運営し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、虐待防止に向けた体制の整備に取り組んでいきます。

さらに、指定障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対する各種研修事業や指導監査等の機会を通じて、虐待事案の未然防止及び早期発見を図っていきます。

4 意思決定支援の促進

県は、意思決定支援の質の向上を図るため、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成29年3月厚生労働省作成）」等を活用し、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修を実施するとともに、各種研修事業や指導監査等の機会を捉えて、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対するガイドラインの普及を図っていきます。

5 障害者等の社会参加の促進

県では、障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、宮城県障害者福祉センター等の施設を運営し、障害者又はその家族に関する各種相談、機能訓練、障害者福祉に関する各種研修、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成のほか、社会との交流の促進に取り組むことで、障害者等の社会参加の促進を図っていきます。

(1) 障害者スポーツ等の振興及び芸術文化活動支援

スポーツやレクリエーション活動を通じて障害者の自己表現、社会参加、生活の質の向上を図るため、宮城県障害者総合体育センター等を活用して、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催します。あわせて障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツ人口の拡大を目指します。

障害者週間（12月3日から9日まで）に合わせた書道、写真、作文やポスターの展示会の開催や、障害のあるなしに関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援するほか、県による障害者の芸術文化活動を支援するセンターの設置を推進し、芸術文化活動の振興や障害者理解の促進を図ります。さらに、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等のアクセシブルな書籍等の利用推進に必要な電子書籍等や全国的ネットワークであるサピエ図書館の利用体験を公立図書館など地域の関係機関で実施し、普及啓発を行います。

(2) 情報保障の推進

視覚障害者に対し、点字図書や録音図書などを製作し、情報提供を行うとともに、点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター」を運営します。施設の老朽化が進んだことから、県立視覚支援学校と一体的に整備することとし令和4年度から建替整備を進め、令和5年9月より新建物で供用開始しています。新たな建物については、段差解消のほか、エレベーター、バリアフリースイレ、スロープ等バリアフリー化を図るとともに、様々な利用者がくつろぎ、コミュニケーションがとれる場として、交流スペースを新設しています。今後も視覚障害者だけでなく他障害の方、ボランティア、地域住民等一般の方にとっても利用できる施設を目指します。

聴覚障害者に対し、総合的・専門的な相談事業や、聴覚障害に関する様々な情報提供、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣等を行い、聴覚障害者と地域の交流・社会参加を促進する「宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：みみサポみやぎ）」の運営委託を行うとともに、令和3年4月に「手話言語条例（令和3年条例第32号）」が施行されたことを踏まえ、手話の普及と手話に対する理解の促進を図ります。

6 障害を理由とする差別の解消の推進

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現のためには、障害者等に対する深い理解が必要であるとともに、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別

の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が、令和3年4月には「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（令和3年条例第31号。以下「共生社会づくり条例」という。）」が施行され、県民を含む全ての人に対し、障害者やその家族・関係者に対する不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、行政機関や事業者による合理的配慮の提供が義務づけられています。

県では、こうした背景を踏まえ、次の取組を実施していきます。

（１）行政機関等における配慮

県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害者に対する理解の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。また、障害者が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、意思疎通の支援者の派遣、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。さらに、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。

（２）普及啓発・広報活動の推進

共生社会づくり条例のガイドラインや県の広報媒体等を活用し、障害者差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害福祉サービス及び障害者差別等をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて、障害や障害者、社会的障壁等への理解を促進します。また、障害者週間等における各種行事の開催など、障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組むほか、共生社会づくり条例及び手話言語条例に関する普及啓発用リーフレットの配布や障害者アートをテーマとした啓発・交流活動等を行うことで、障害及び障害者に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害者の社会参加を促進します。

特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害者と交流する環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の更なる充実を図ります。

内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマークの配布や、歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」のほか、事業者によるモデル的な環境整備や取組事例の紹介等を通じて、合理的配慮に関する普及啓発を推進します。さらに、助けを必要とする人と、協力したい人との意思疎通を促す仕組みづくりを推進します。

（３）相談体制の整備

障害者差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」及び「宮城県障害者差別相談センター」を設置・運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理由とする差別の速やかな解消と未然防止する相談体制の整備を推進します。また、事業者による障害を理由とする差別について、相談で解決しない場合は、差別を受けた方からの求めに応じて、問題解決のための助言やあっせんを行う体制の整備を図ります。

（４）関係機関と連携した差別解消の取組

障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。

７ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や、関係機関等との緊密な連携体制の構築を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。また、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

こうした事業所等の取組を支援する観点からも、県では、次の防犯・防災対策を進めていきます。

（１）防犯対策

地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民、関係団体等と連携しながら、地域における自主防犯活動の活性化を図るなどして、地域安全活動を推進します。

障害福祉サービス事業所等に対する指導の場などを通じて、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を活用しながら、次の防犯対策の実施を促していきます。

- ・ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制、夜間等における施錠などの防犯措置の徹底
- ・ 地元の警察署との合同防犯訓練を実施するなど、日頃からの警察等関係機関との協力・連携体制と有事における迅速な通報体制の構築

さらに、国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置に要する費用の一部を補助します。

（２）防災対策

東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県地域防災計画（令和５年１１月修正）」に基づき、地震や津波、風水害、原子力災害等に対する災害の予防対策、災害時の応急対策、及び災害復旧・復興対策を総合的に推進します。

- ・ 障害福祉サービス事業所等に対する集団指導や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。
- ・ 平成２５年８月に国が策定（令和３年５月改定）した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び同年１２月に県が策定した「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基づき、市町村等と連携し、障害者をはじめとする避難行動要

支援者の安全確保対策に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。

- ・ 障害福祉サービス事業所等の耐震化や、消防法令等の改正に伴う大規模修繕、スプリンクラー設備や避難スペースの整備等に要する費用の一部を補助します。
- ・ 県や市町村等による障害福祉サービス事業所等への実地指導等を通じて、各事業所の非常災害に関する具体的な避難確保計画の作成や、防災訓練の実施を指導します。
- ・ 避難所等における障害者に対する情報保障のため、意思疎通の支援者の計画的な養成等を行います。
- ・ 東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、大規模災害等の発生時において、被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」や、市町村からの派遣要請等により避難所や福祉避難所において福祉的な支援を行う「災害派遣福祉チーム(DWAT)」等の継続的な体制整備や充実に取り組みます。
- ・ 東日本大震災で被災した障害者やその家族、支援者等の支援にあたった民間団体等と連携し、現に障害福祉サービス等の支援を受けていない「潜在的要支援者」をサービスに結びつける活動の必要性など、震災復興後の新たな課題の抽出と解決策の検討を行います。
- ・ 東日本大震災において、視覚障害者や盲ろう者の支援に課題を残したことから、宮城県視覚障害者情報センターに地域連携推進員を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、市町村における視覚障害者支援体制を整備します。

第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

県では、国の「地域生活支援事業実施要綱」及び「地域生活支援促進事業実施要綱」等に基づき、次の事業を実施します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

障害者等の支援を行うため、専門的な立場からの支援を行う必要がある事業、あるいは、国の施策と連携を図りながら支援を行う必要がある事業については、県が事業を行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

① 発達障害者支援センター運営

発達障害者等とその家族がライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制を構築するため、発達障害者支援センターを三次支援機関として設置・運営し、市町村や障害児等療育支援事業所等の一次支援機関及び二次支援機関として各圏域に配置する発達障害者地域支援マネジャーを支援するための各種事業を行います。

＜発達障害者支援センター＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所

② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及

高次脳機能障害者が身近な地域で医療及び支援を受けられる体制を確保するため、地域に拠点となる地域支援拠点病院を整備するとともに、高次脳機能障害者に対する相談支援、専門的な評価、リハビリテーション、支援者の資質向上のための研修会等を実施し、地域における支援体制の充実を図ります。

＜地域支援拠点病院＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	3か所	4か所	5か所

③ 障害児等療育支援

障害児等及びその家族、支援者が身近な地域で療育支援を受けられるため、各圏域で障害児支援等を行う事業所に相談員を配置し、発達障害者地域支援マネジャーと連携しながら、来所や訪問による療育相談を行います。

＜障害児等療育支援＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	8か所	8か所	8か所

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修の実施

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、聴覚障害者とのコミュニケーション手段、手話表現及び要約筆記技術等を習得する研修を行います。

<手話通訳者・要約筆記者養成研修>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了見込み者数	30人	30人	30人

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施

視覚と聴覚に重度の障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者とのコミュニケーション手段及び外出時の介助方法等を習得する研修を行います。

<盲ろう者向け通訳・介助員養成研修>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了見込み者数	15人	15人	15人

③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者とのコミュニケーション手段を習得する研修を行います。

<失語症者向け意思疎通支援者養成研修>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了見込み者数	15人	15人	15人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

① 遠隔手話通訳システム環境基盤整備

感染症の流行や災害等により、市町村が実施する手話通訳者の同行派遣が困難な場合に備え、遠隔手話通訳サービスが利用できる通信環境の基盤を整備します。

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションや情報取得、移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

<盲ろう者向け通訳・介助員派遣>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人当たり利用時間	240時間/1人当たり	240時間/1人当たり	240時間/1人当たり

(4) 広域的な支援事業

地域における相談支援に関する質の向上を図り、県内全域において障害者等への支援体制を確保するなど、市町村ごとに行うのではなく、広域的な対応を必要とする事業については、県が行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

① 都道府県相談支援体制整備（精神障害者等相談支援体制強化）

障害者相談支援の質的向上を図ること等を目的に、市町村等からの依頼に基づき、市町村等が主催する精神障害者等に対する個別支援会議（ケース検討）や研修会等に、アドバイザーを派遣し、必要な助言等を行います。

＜アドバイザー派遣＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アドバイザー派遣見込み者数	14人	14人	14人

② 発達障害者支援地域協議会による体制整備

発達障害者支援推進会議を開催し、発達障害者等が身近な地域でライフステージに応じて切れ目のない支援を受けられる体制を整備します。

＜発達障害者支援推進会議＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
推進会議の開催見込み数	1回を基本	1回を基本	1回を基本

(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービスの質の向上を図ります。

① 障害支援区分認定調査員等研修の実施

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員（市町村及び事業所職員）及び市町村審査会委員に対する研修を実施し、その資質向上を図ります。

② 相談支援従事者等研修の実施

障害者相談支援体制の充実のため、多様な生活ニーズを有する障害者等の地域生活を支援する相談支援従事者等を養成・育成します。

③ サービス管理責任者研修の実施

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の養成研修を行います。

④ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施し、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

⑤ 音声機能障害者発声訓練指導者養成

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行う指導者を養成します。

（６）日常生活支援に関する事業

オストメイト（人工肛門、人工膀胱を造設している人）、音声機能障害者を対象に日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図る生活訓練を実施します。

① オストメイト社会適応訓練

オストメイトに対して、ストマ用装具の選び方やびらん予防、社会生活に関する講習会を開催します。

② 音声機能障害者の発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行います。

（７）社会参加支援に関する事業

誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した障害者の社会参加や就労支援のニーズに対応し、一層の促進を図るための支援を行います。また、障害者の心身の機能訓練や生きがいの創出、社会参加意欲の増進、活動を通じた障害の有無を問わない人との交流のため、障害者スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動を振興します。

① 手話通訳者設置

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁及び保健福祉事務所に設置します。

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

テレビ番組に字幕を挿入したＤＶＤを製作し、聴覚障害者等への無料貸出を行います。

③ 点字・声の広報等の発行

文字による情報入手が困難な障害者等のために、県政だよりの点字版、音声版（ＣＤ）を制作し、希望する視覚障害者等への配布を行います。

④ 都道府県障害者社会参加推進センター運営

障害者等の社会参加の促進と、関係団体の指導調整等を行う社会参加推進センターを設置・運営します。

⑤ 奉仕員養成研修の実施

聴覚障害者等との交流活動の推進、点訳又は音訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成研修を行います。

⑥ レクリエーション活動等支援

スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害者等の自己実現、社会参加及び生活の質の向上を図るため、障害者スポーツ大会（全国大会のブロック予選等）の開催や、障害者スポーツの裾野拡大のためのスポーツ教室を開催するとともに、障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツ人口の拡大と競技力の向上を推進します。

⑦ 芸術文化活動振興

障害の有無に関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援します。また、障害者芸術文化活動支援センターを設置し、芸術文化活動を行う障害者への相談・支援や、研修の開催により支援者を育成するとともに、展示会の開催等により発表機会を確保し、障害者の芸術文化活動を支援します。

⑧ サービス提供者情報提供等

聴覚障害者等が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者の確保のためのネットワークを構築します。

⑨ 障害者自立（いきいき）支援機器の普及

A L S（筋萎縮性側索硬化症）をはじめとする重度障害者を対象とした相談支援に際し、コミュニケーション機器等自立支援機器の導入について外部専門スタッフを設置して、関係機関等に対し、情報提供及び技術支援等を行います。

（８）就労移行等連携調整

特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対し、就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、支援対象障害者等の移行を尊重し、適切な「働く場」への円滑な移行を支援します。

（９）特別支援事業

意思疎通支援関係特別支援事業として、次の事業を実施します。

① 点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修の実施

点訳又は音訳に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員、登録音訳奉仕員を対象に、身体障害者福祉の概要や点訳等の役割・責務等についての理解や専門的技能等の向上を図る現任研修を行います。

② 要約筆記者指導者養成特別支援

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者派遣事業従事者の資質向上を図る取組を支援します。

③ 盲ろう者社会参加等促進

盲ろう者を対象とする日常生活及び社会生活に必要な訓練指導や講習会等を開催します。

２ 地域生活支援促進事業

平成２９年度における国の制度改正に伴い、地域生活支援事業やその他の補助事業で実施してきた事業のうち、特に政策的な課題に対応するものとして、次の事業を実施します。

（１）かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者に対して、国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療・支援が可能となることを目指します。

（２）発達障害者支援体制整備

各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネージャーとして配置し、市町村等からの依頼に基づく個別支援や家族支援を行い、地域支援体制の構築を進めます。

(3) 障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、国が行う研修への参加や県が行う研修事業等を通じて、関連する職務に従事する者や団体等の資質向上を図ります。

(4) 障害者就業・生活支援センターを中心とした就業・生活支援

各圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターを中心に、宮城労働局及び宮城障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、身近な地域で、就労面及び生活面における支援を一体的かつ総合的に提供することにより、障害者等の就労促進及び職場定着を図り、自立かつ安定した生活を支援します。

(5) 工賃向上計画支援

就労継続支援事業所等に対する研修事業や経営コンサルタントの派遣等を行い、対象事業所及び県全体の工賃引き上げを推進します。

特に、就労継続支援B型事業所については、令和3年9月に策定した「第四期宮城県工賃向上支援計画（以下「工賃向上計画」といいます。）」に基づき、事業所職員への研修等の人材育成、共同受注の促進などの支援を行ってきた結果、全国平均を上回る金額で推移していますが、工賃向上計画の目標額 23,000 円の達成は困難な見通しとなっていること等から、これまでの取組とその成果や課題を検証した上で、令和6年度以降の新規計画を策定するとともに、BPOを活用した共同受注機能の強化（※）等工賃向上に向けた取組を進めていきます。

さらに、農福連携による就労促進を図るため、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援等を行います。

※BPOは、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略で、業務工程の一部を切り出し、請負業務として外部委託すること。共同受注により、企業等から切り出された請負業務の受注獲得を目指すもの。

(6) 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進

県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助します。

(7) アルコール関連問題に取り組む民間団体支援

アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

(8) 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援

薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

(9) ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援

ギャンブル依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

(10) 「心のバリアフリー」推進

① ヘルプマーク普及啓発

障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を広めるため、障害に対する正しい知識や、内部障害等の外見からは障害のあることがわかりにくい人々への配慮を促す「ヘルプマーク」の普及に取り組みます。

② 障害者による書道・写真コンテスト

障害者週間に合わせ、障害者等による書道・写真コンテストを開催し、障害及び障害者等に対する理解促進を図ります。

③ 障害に対する正しい知識普及啓発

パンフレットの発行や公開座談会の開催及び市町村を対象とした地域講演会の開催により精神保健福祉の普及を図ります。

(11) 身体障害者補助犬育成促進

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成する事業者に対して、育成費用を助成し、良質な補助犬の充実を図るとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図ります。

(12) 発達障害児者及び家族等支援

発達障害者等及びその家族が互いに支え合うための活動を推進するため、ペアレントメンターの養成及び派遣、ペアレントプログラムの実施者養成及び各圏域での実施、ペアレントトレーニングの導入、家族教室の開催支援等を行います。

(13) 発達障害診断待機解消

発達障害の診断待機を解消するため、専門的な医療機関を中心とする医療機関同士のネットワークを構築し、実地研修による発達障害診療医の養成等の人材育成を進めるとともに、発達障害の診断を行っている医療機関にアセスメント担当職員を配置し、アセスメント強化による効果を検証し、診療のあり方を検討します。

(14) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域づくりを進める必要があります。長期間入院している精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会（地域共生社会）を構築していくことが望まれます。

県においては、精神科病院や精神科診療所などの地域の医療機関や障害福祉サービス事業所、市町村、保健所などの保健・医療・福祉の三者が連携し、実態の把握、方針の立案と実施、評価を行う協議の場を設置しています。協議の場については、県全体、障害保健福祉圏域、市町村それぞれの場を設置し、重層的な推進体制の整備に向けた課題整理や取組の検討を行っています。今後、協議の場をより効果的に活用し、体制整備、普及啓発、人材育成の強化を図ります。

また、精神障害者本人の意向に沿ったサービス調整等を行うため、多様な相談支援の質の確保に向けた研修会を県全体及び圏域毎に実施します。

さらに、ピアサポート（当事者活動）の活用について、住民の一員として活躍できる場の創出や拡大に努め、長期入院しているケースの地域移行を強化するとともに、精神障害者への理解促進及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの普及啓発を図るため、心のサポーター養成事業を実施します。入院者訪問支援事業については、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消すべく、精神科病院へ訪問し、相談や必要な情報提供等を実施します。

（１５）障害者ＩＣＴサポート総合推進

① 障害者ＩＴサポートセンターの運営

障害者等の情報通信技術（ＩＣＴ）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「みやぎ障害者ＩＴサポートセンター」を設置し、ＩＴ講習会の開催、ＩＴ利活用に関する相談対応（訪問支援を含む）などの支援を行うほか、ＩＴを活用した障害者等の就労支援を行います。

② パソコンボランティアの養成・派遣

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。

（１６）意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援

① 手話通訳士スキルアップ支援

手話通訳士を対象として、その知識及び技能等の向上を図る現任研修を行います。

② 手話通訳者スキルアップ支援

手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を行います。

③ 要約筆記者スキルアップ支援

要約筆記者及び要約筆記者の資格を目指す登録要約筆記者を対象として、現任研修を行います。

④ 盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ支援

盲ろう者向け通訳・介助員を対象として、スキルアップのための知識習得、技能向上等を行う現任研修を行います。

(17) 地域における読書バリアフリー体制強化

① 体験機会の創出

各市町村で視覚障害者を対象にした情報機器・サピエ（※）の普及に向けた利用体験・相談会等を開催します。

※サピエとは、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字や音声データ、テキストデータ等で提供するネットワークのことをいいます。

② 情報発信の強化

公立図書館等を対象に視覚障害者等の利用に向けた意見交換やノウハウの提供を行うほか、図書館職員等を対象とした研修会の開催を実施します。

(18) 特別促進事業

地域の特性に応じた特別促進事業として、次の事業を実施します。

① 視覚障害者家庭・社会生活訓練

視覚障害者の家庭生活及び社会生活に必要な訓練指導、講習会等を、県内9地域の視覚障害者団体と連携して実施します。

② 中途失明者の緊急生活訓練

中途失明者に対して、点字、白杖歩行、日常生活用具の使用に関する個別指導を行うとともに、講習会等を開催します。

③ 知的障害者本人活動支援

知的障害者の社会参加の促進を図るため、知的障害者社会活動総合推進員を設置し、知的障害者本人達による会議・交流会等への支援、学習会やセミナー・グループ活動への支援を実施します。

④ ろうあ者社会生活訓練

聴覚障害者に対して、社会生活上必要となる知識の伝達や、情報交換等を行う場を設けるとともに、社会生活の円滑化を図るための講習等を実施します。

⑤ 難聴者等トータルコミュニケーション教室

手話や読話の技術がないため、意思疎通に支障を来している難聴者・中途失聴者を対象に、障害者個人の能力に合った手段によるコミュニケーションを行う能力を習得する教室を開催します。

⑥ 障害者でんわ相談室運営

障害者等の権利擁護に関する常設相談窓口を設置・運営します。

